

高知県建築工事積算基準等資料

令和8年1月22日 7高建築第1577号
改正 令和8年3月24日 7高建築第1989号

第 1 編 総 則

高知県建築工事積算基準等資料（以下「本資料」という。）は、「建築工事積算基準」、「建築工事共通費積算基準」（以下「共通費基準」という。）等を円滑かつ適切に運用するために必要な事項を高知県としてとりまとめたものである。

第 2 編 工事費

1 新たな追加の工事等の取扱い

(1) 以下の場合の費用には「当初請負代金額から消費税等相当額を減じた額を当初工事費内訳書記載の工事価格で除した比率」（以下「当初請負比率」という。）を乗じない。

イ. 新たな追加の工事

現に施工中の工事と一体で施工することが不可欠な場合において、設計図書で明示していない施工条件について受注者が予期することのできない特別な状態が生じ、以下の（イ）から（ホ）の新たな種類の工事を追加する場合の費用。

（イ）とりこわし（地下埋設物及び埋設配管に限る）

（ロ）地盤改良

（ハ）土壌汚染処理

（ニ）石綿含有吹付材及び保温材等の処理

（ホ）上記（イ）から（ニ）に伴う発生材処理

（ヘ）その他、工事進捗に必要な当初契約に含まれていない種類の工事

（例：不調による設備工事の追加）

ロ. 公共料金等

以下の（イ）から（ヘ）を追加する場合の費用

（イ）現場発生による、湧水を公共下水道に流す場合等の費用

（ロ）N T T 架空ケーブル等への防護施設設置等に要する発注者負担費用

（ハ）仮設建築物の行政手数料

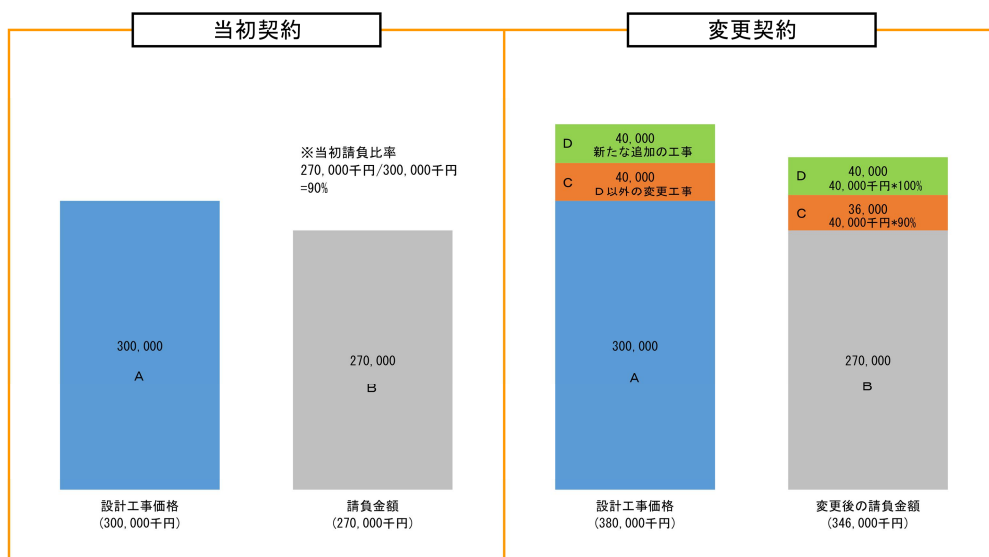
（ニ）浄化槽の行政手数料

（ホ）昇降機の行政手数料

（ヘ）水道の負担金（敷地内）

(2) (1) ロ. の公共料金等を新たに追加する場合は、これらの費用の共通費は算定せず、工事費に加算する。

(3) 算定例



1 工事の一時中止に伴う増加費用

(1) 工事の一時中止に伴う増加費用は、受注者が作成した中止期間中の工事現場の維持・管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）に基づき、当該費用の内容（項目・数量）の必要性を受発注者で協議したうえで算定する。

(2) 工事の一時中止に伴う増加費用の計上は、工事再開以降の設計変更項目とは区分して計上する。

(3) 工事の一時中止に伴う増加費用の算定は以下による。

イ. 工事の一時中止に伴う増加費用は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用及び工事の再開準備に要する費用（以下「中止期間中の現場維持等の費用」という。）に工事の一時中止に伴う本支店における増加費用を加算して得た額に落札率を乗じ、さらに消費税相当額を加えて得た額とする。

(イ) 工事現場の維持に要する費用

工事現場の維持に要する費用とは、中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員（専門職種を含む。以下同じ）を保持するために必要とされる費用等とする。

(ロ) 工事体制の縮小に要する費用

工事体制の縮小に要する費用とは、中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者又は技術職員の配置転換に要する費用等とする。

(ハ) 工事の再開準備に要する費用

工事の再開準備に要する費用とは、工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等とする。

ロ. 中止期間中の現場維持等の費用は、中止期間中の基本計画書に基づき実施された内容について、受注者から増加費用に係る見積りを求め、それを参考に積み上げ計上する。ただし、中止期間中の現場維持等の費用として積み上げる内容に、仮囲い等の仮設、交通誘導警備員等の当初契約の予定価格の作成時に積み上げで算定したものについては、当初契約時の積算の方法により積み上げ計上する。

ハ. 工事の一時中止に伴う本支店における増加費用は、設計変更における一般管理費等の算定方法と同様に、中止期間中の現場維持等の費用を当初発注工事内に含めた場合の一般管理費等を求め、当初発注工事の一般管理費等を控除した額とする。なお、一般管理費等率は、工事原価に中止期間中の現場維持等の費用を加算した額に対する一般管理費等率とする。

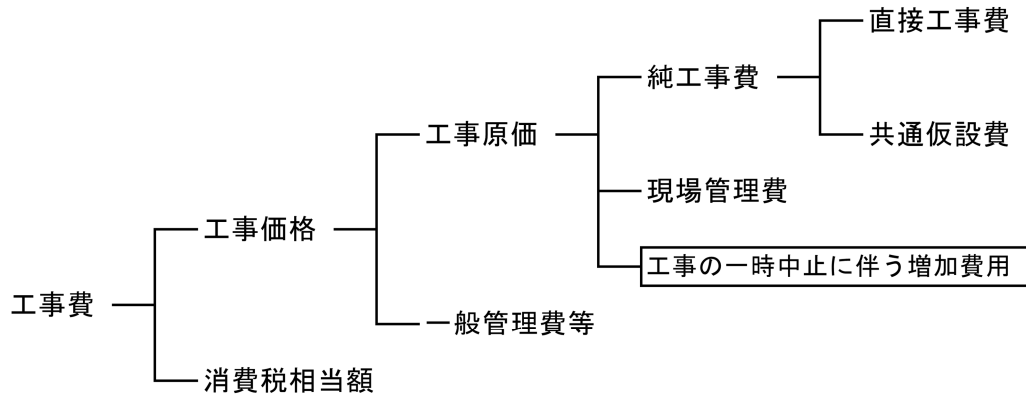
ニ. 契約保証費にかかる補正を行わない。

※なお、設計変更においても同様とする。

(4) 中止期間中の現場維持等の費用は、中止した工事の内訳書の中に「工事の一時中止に伴う増加費用」として原契約の工事費とは別に計上するものとする。ただし、内訳書上では、原契約に係る工事費と増加費用の合計額を工事費とみなすものとする。

(5) 増加費用の計上箇所

工事の一時中止に伴う増加費用は、工事原価内で計上し、一般管理費等の対象とする。このため、当該費用には一般管理費等を含めない。



第 3 編 共通費

第 1 章 共通事項

1 新営工事と改修工事を一括して発注する場合の算定

(1) 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。

イ. 共通仮設費率は、新営工事と改修工事の直接工事費の合計額に対応する新営工事と改修工事それぞれの共通仮設費率とする。なお、積み上げによる共通仮設費は、新営工事と改修工事のうち主な工事の共通仮設費に計上する。

ロ. 現場管理費率は、新営工事と改修工事の純工事費の合計額に対応する新営工事と改修工事それぞれの現場管理費率とする。なお、積み上げによる現場管理費は、新営工事と改修工事のうち主な工事の現場管理費に計上する。

ハ. 一般管理費等は、新営工事と改修工事の工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。

(2) 共通仮設費及び現場管理費は、新営工事と改修工事に区分して算定する。

2 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事を一括して発注する場合の算定

(1) 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事の場合

イ. 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。なお、主たる工事とは、発注時の工事種別をいう。

(イ) 共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとの共通仮設費に関する定めにより算定し、それらの合計による。なお、積み上げによる共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。

(ロ) 現場管理費は、それぞれの工事種別ごとの現場管理費に関する定めにより算定し、それらの合計による。なお、積み上げによる現場管理費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。

(ハ) 一般管理費等は、それぞれの工事種別の工事原価の合計額に対する主たる工事の一般管理費等率により算定する。

ロ. 主たる工事以外のいずれかの工事が、工事内容及び工事費から適切と判断出来る場合(※)は、当該工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより共通仮設費及び現場管理費を算定することができる。

※工事費の目安については、以下による。

・主たる工事以外のいずれかの工事の直接工事費が、主たる工事の直接工事費の 1/20 以下かつ 250 万円以下の場合

ハ. 共通費の算定方法は、設計図書の変更があった場合においても、原則として変更しない。

3 敷地が異なる複数の工事を一括して発注する場合の算定

(1) 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。

イ. 共通仮設費率は、それぞれの敷地の工事ごとの直接工事費及び工期に対応する共通仮設費率とする。なお、積み上げによる共通仮設費は、それぞれの敷地の工事ごとに計上する。

ロ. 現場管理費率は、それぞれの敷地の工事ごとの純工事費及び工期に対応する現場管理費率とする。なお、積み上げによる現場管理費は、それぞれの敷地の工事ごとに計上する。

ハ. 一般管理費等は、それぞれの工事種別ごとの工事原価に対する工事の一般管理費等率により算定し、それらの合計による。

(2) 共通仮設費及び現場管理費は、それぞれの敷地の工事ごとに算定する。

4 とりこわし工事の取扱い

とりこわし工事とは、建築物解体工事共通仕様書 3.3.1 に基づき、建築物を解体する工事をいう。建築物の解体に合わせ、建築物解体工事共通仕様書 3.3.1 に基づき、工作物等を解体する場合は、工作物等もとりこわし工事として取扱う。

5 専門工事として取り扱う工事

表 1-1 に示す工事を単独で発注する場合は専門工事として取り扱う。なお、各工事ごとの詳細な取扱いは表 1-2～表 1-4 による。

表 1-1 専門工事

・ 特殊な室内装備品工事	・ 造園工事	・ 舗装工事
・ 取り壊し工事	・ 塗装工事	・ 吹付工事
・ 防水工事	・ さく井設備工事	・ 特殊空調設備工事
・ 循環ろ過設備工事	・ 排水処理設備工事	・ ごみ処理設備工事
・ 搬送設備工事	・ 機械式駐車設備工事	・ 特殊ガス設備工事
・ 実験機器設備工事	・ 医療器具設備工事	・ 電波障害防除設備工事

(注) ○印は対象項目、×印は対象外項目

表 1-2 専門工事の取扱い (建築工事)

特殊な室内装備品	家具・書架及び実験台の類で通常の建物本体工事に含まれない特殊な室内装備品。				
壁面収納 (スチール棚)	○	ローパーテーション	○	移動書架	○
書架 (スチール棚)	○	書架 (既製木製棚)	○	家具 (造り付け以外)	○
造り付け家具	×	カーテン	×	ブラインド	×
ファンコイルカバー	×	じゅうたん	×	OA フロアー	×
一般 (湯沸室) 流し台	×	トイレ	×	可動・移動間仕切	×
実験流し台	○	実験・医療器具	○	シールド工事	○
舞台機構装置	○	浴室・シャワーユニット	×	厨房機器	×
清掃用ゴンドラ	×				
造園工事	種目で造園工事として取り扱われる項目全て。				
樹木費	○	植え込み費	○	地被類 (芝張り、は種)	○
支柱	○	移植	○	客土	○

植栽基盤	○	土壌改良	○	ツリーサークル	○
伐採・抜根	○	人工土壌	○	排水マット敷設	○
庭石・モニュメント	○	温室工事	○		
舗装工事	種目で舗装工事として取り扱われる項目全て。ただし、土工、縁石、側溝は一般工事とする。				
土工事	×	直接仮設（舗装用）	○	アスファルト舗装	○
コンクリート舗装	○	タイル張り舗装	○	石張り舗装	○
インターロッキング舗装	○	舗石舗装	○	グラント・テスコート	○
平板舗装	○	路床整正	○	舗装機械運搬	○
トリアイクベント	○	縁石	×	L型側溝・V型溝	×
排水ます	×	開きよ（U字溝）	×	排水管	×
取り壊し工事	種目で取り壊し工事として取り扱われる項目全て。ただし、アスベスト含有建材処理工事については、一般（改修）工事とする。				
とりこわし費	○	集積積込み	○	アスベスト処理工事費	×
とりこわし材運搬費	○	とりこわし機械運搬	○		

表1-3 専門工事の取り扱い（塗装・吹付・防水工事）

塗装工事		吹付工事		防水工事	
ケレン	○	ケレン	○	下地処理	○
素地こしらえ	○	下地処理	○	防水	○
塗装	○	吹付	○		

表1-4 専門工事の取り扱い（機械設備工事）

通常の建物本体工事に含まれない下記の設備等について、システム一式を専門工事と扱い、当該据付調整費及び諸経費まで含んで計上したものを対象とする。

さく井設備	さく井設備として取り扱われる項目全て。ただし、ポンプや揚水管の交換は一般工事。	
揚水井設備	○	掘さく及び電気検層後、ケーシング、スクリーン、砂利充てん、深井戸用水中モーターポンプ設置（揚水試験、水質検査含む）を行う、飲用水、雑用水、融雪用の揚水井
地中熱交換井設備	○	掘さく後、地中熱交換器、けい砂等充てんを行う、空調及び融雪用の地中熱交換井
深井戸用水中モーターポンプ交換	×	ポンプ及び揚水管の交換
特殊空調設備	特殊空調設備として取り扱われる項目全て。	
恒温恒湿	○	精度が高く一定の温湿度管理を行う部屋用の空調設備（部屋本体を含む場合あり）
クリーンルーム	○	空気清浄度の確保が必要な部屋用の空調設備（部屋本体を含む場合あり）
循環ろ過設備	循環ろ過設備として取り扱われる項目全て。	
プールろ過設備	○	プール水を循環させてろ過や滅菌等を行い、水質を維持する設備
浴槽ろ過設備	○	浴槽水を循環させてろ過や滅菌等を行い、水質を維持する設備
排水処理設備	排水処理設備として取り扱われる項目全て。ただし、浄化槽設備及び雨水利用設備の集水部（ルーフドレン等）から雨水流入槽に至る配管は一般工事	
厨房排水除外設備	○	厨房排水における有害成分を下水道の放流基準値以下に処理する設備
廃水処理設備	○	有害排水（病原菌、放射性物質等）を下水道の放流基準値以下に処理する設備
排水再利用設備	○	原水（雑排水等）を便所洗浄水、散水、修景用水等の用途に適合する水質まで処理する設備
雨水利用設備	○	雨水を便所洗浄水、散水、修景用水等の用途に適合する水質まで処理する設備（ろ過装置を設けるシステム一式工事）
	×	集水部（ルーフドレン等）から雨水流入槽に至る配管。上記ルート中の雨水遮断弁装置等を独立して制御する場合の自動制御設備
浄化槽設備	×	ユニット型、現場施工型
ごみ処理設備	ごみ処理設備として取り扱われる項目全て。ただし、厨房のディスポーザーは一般工事	
ダストシュート	○	各階に設けた投入口より縦管をつたって下層の集積所にごみを集める設備

ごみ真空輸送装置	○	建物に設けたダストシュート等と集積所をパイプで結び、パイプ内の空気を集積所側から吸引することで、広範囲からごみを収集・輸送する設備
コンパクト・コンテナ	○	かさの大きい紙ごみを高圧縮してコンテナに詰め、コンテナごと搬送する設備
焼却装置	○	焼却炉
デイスポーザー	×	厨房で扱うデイスポーザーは一般工事
搬送設備		搬送設備として取り扱われる項目全て。(小荷物専用昇降機は昇降機設備工事として扱う)
書類搬送設備	○	気送管や垂直コンベア等を使用し、書類をステーションまで搬送する設備
自動倉庫	○	スタッカーカーン、無人走行台車等を用いた立体自動倉庫
昇降装置	○	段差解消機、ステージ昇降装置、ホイストクレーン等
機械式駐車設備		機械式駐車場として取り扱われる項目全て。
機械式駐車設備	○	2段式、タワー式、水平循環式、平面往復式等
特殊ガス設備		特殊ガス設備として取り扱われる項目全て。
医療用ガス設備	○	酸素、窒素、笑気ガス等の医療用ガスの供給を行う設備
実験用ガス設備	○	酸素、窒素、アルゴン、ヘリウム等の実験用ガスの供給を行う設備
高圧空気充てん設備	○	ダイビング用高圧空気ボンベへ空気充てんを行う設備
実験機器設備		実験機器設備として取り扱われる項目全て。
実験機器設備	○	ドラフトチャンバー、安全キャビネット、クリーンベンチ、オートクレープ、実験台、飼育装置、飼育ゲージ等の実験機器類
医療器具設備		医療用器具として取り扱われる項目全て。
医療器具設備	○	手術台、歯科用椅子、各種検査機器(X線、CT、MRI、超音波等)、介護補助用リフト等の医療用設備

第2章 共通仮設費

1 共通仮設費の区分

共通仮設費は、建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のそれぞれと処分費に区分して算定する。

2 共通仮設費の算定方法

(1) 共通仮設費は、共通仮設費率により算定する。ただし、共通仮設率に含まれないものは積み上げにより算定する。

共通仮設費＝(直接工事費×共通仮設費率)＋積み上げによる共通仮設費

イ. 共通仮設費率による算定

(イ) 共通仮設率の算定に用いるT(工期)

①共通仮設費率の算定に用いるT(工期)は、着手予定日から工期末までの日数とする。月単位の換算は、その日数を30日/月にて除し、その値は小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。

②工事一時中止(一部一時中止の場合も含む)があった場合、共通仮設費率の算定に用いるT(工期)には、工事一時中止(一部一時中止の場合も含む)を理由とした工期延伸する期間を含まない。

(ロ) 監理事務所を設けない場合の補正

建築工事において、共通費基準 2 (3) 表-5 に挙げる監理事務所 (監督職員事務所) を設けない場合は、共通仮設費率 (K_r) に以下の補正值を乗じる。

直接 工事費	1,000 万円 未満	1,000 万円以上 50 億円以下	50 億円を 超える
補正值	0.887	$0.738 + 0.0162 \times \text{Log}_e P$	0.988

Pは、公共建築工事共通費積算基準 別表におけるP:直接工事費(千円)
注1) 補正式による値は小数点以下第4位を四捨五入して3位止めとする。
注2) 設計変更においては、変更後のPに対応した値を変更後のK_rに乘じる。

(ハ) とりこわし工事を含めて発注する場合

とりこわし工事は新営建築工事に含めて算定する。

(ニ) リース料の取り扱い

仮設庁舎等をリースで発注する場合は、処分費を除く直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率により直接工事費からリース料及び処分費を除いた額の共通仮設費を算定する。

(ホ) 直接工事費が共通費基準 別表 (注3) で定める範囲を外れる場合

原則として算定式により算定された率を採用する。

(ヘ) 共通仮設費率の留意事項

①道路占用料については、必要に応じて、費用を計上する。なお、道路法第39条において、「道路管理者は、道路の占有につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占有が国の行う事業及び地方公共団体の行う事業で地方財政法 (昭和二十三年法律第九号) 第六条に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。」とされており、公共発注の営繕工事においては道路占用料の徴収を行わないとされている。

道路使用許可申請手数料については、必要に応じて、費用を計上する。なお、所轄警察署により道路使用許可申請手数料が免除される場合がある。

②環境安全費に含まれる台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち、一般的なものの費用については、以下の費用が含まれている。

- ・屋外に存置された資材等の移動、養生に要する費用
- ・外部足場の点検、補強、シート類の巻き上げ等に要する費用

③共通仮設費率に含まれる動力用水光熱費

- ・新営工事は引込費用及び使用料が該当する。(工事用)
- ・改修工事は既存施設からの引き込みが可能であるため、主にメータ設置費と使用料が該当する。(工事用)

ロ. 積み上げによる算定

(イ) 準備費

敷地測量、仮設用借地料、既存施設内の家具、什器、機器等の移動・復旧、道

路占用料等に関する費用

(ロ) 仮設建物費

- ① 宿舍、設計図書による現場環境改善費用
- ② 電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事における、監理事務所（監督職員事務所）、備品等の費用
- ③ 建築工事における、監理事務所（監督職員事務所）の備品等の費用のうち、設計図書に当該工事固有の事情により指定された内容

(ハ) 工事施設費

仮囲い、工事用道路、歩道構台、設計図書による現場環境改善費用

(ニ) 環境安全費

安全管理・合図等の要員に要する費用（工事現場（施設）の警備に要する警備要員、機械警備及び交通誘導警備員に要する費用）、引込み用開閉器の二次側の架空線防護に要する費用、台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち、大規模な台風等の風災害対策として、足場の防護シートの全面掛払い、防音パネルの全面掛払い等、受発注者間の協議に基づき設計図書に記載される災害防止対策に要する費用

(ホ) 動力用水光熱費

本受電後の電力基本料金

(ヘ) 屋外整理清掃費

除雪に要する費用

(ト) 機械器具費

① 新営工事における荷揚用揚重機械器具の費用

規格の選定及び存置日数は、表 2-1～表 2-5 を参考とし、施工条件等により機種を選定する。

- (共通事項)
1. 揚重機等の設置・移動の作業が支障なく行える敷地を条件としたものである。
 2. RC 造の標準的な階高、スパン及び仕上げの建物として設定したものである。
 3. A =建築面積/750 m^2 （計算過程において A の値を端数処理する場合は、小数点以下第三位を四捨五入し小数点以下第二位とする。）
 4. N =階数
 5. 存置日数の端数処理は、小数点以下第一位を切上げ整数とする。
 6. 各階の面積が著しく異なる場合は、実状に応じて適切に補正する。
 7. 階数が 2 階以下かつ建築面積が 250 m^2 未満の場合は、規格を 16t 以下とし、存置日数は実状に応じて適切に補正する。
 8. 障害物等で揚重作業に支障がある場合は、実状に応じて適切に設定する。
 9. 表 2-1～2-5 の存置日数には回送等に要する日数を含む

表 2-1 地上階の躯体用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数 (N)	規格	存置日数	備考
1	トラッククレーン 25 t	$13.6 \times A + 5.2$	
2	トラッククレーン 25 t	$18.0 \times A + 10.0$	
3	トラッククレーン 25 t	$22.4 \times A + 14.8$	
4	トラッククレーン 25 t	$26.8 \times A + 19.6$	
5	トラッククレーン 25 t	$31.2 \times A + 24.4$	

表 2-2 地下階の躯体用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数 (N)	規格	存置日数	備考
B1	トラッククレーン 25 t	9.5×A	

表 2-3 塔屋階の躯体用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数 (N)	規格	存置日数			備考 1階当たりの面積
		100 m ² 未満	300 m ² 未満	500 m ² 未満	
P1	トラッククレーン 25 t	4	5	6	

表 2-4 地上階の仕上用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数 (N)	規格	存置日数	備考
1	トラッククレーン 16 t	2.3×A	
2	トラッククレーン 16 t	5.4×A	
3	トラッククレーン 16 t	8.5×A	
4	ロングスパン工事用 エレベータ 1t 未満	18.5×N+40.5	建築面積 1,000 m ² 毎に 1 台
5	ロングスパン工事用 エレベータ 1t 未満	18.5×N+40.5	建築面積 1,000 m ² 毎に 1 台

表 2-5 地下階の仕上用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数 (N)	規格	存置日数	備考
B1	トラッククレーン 16 t	6.4×A	

②改修工事における荷揚用揚重機械器具の費用

機種を選定及び存置日数は、施工内容、施工条件等により選定する。

(チ) 情報システム費

情報共有、遠隔臨場、B I M、その他情報通信技術等のシステム・アプリケーションに要する費用

(リ) 試験費等

①建築工事において、公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書等に基づく試験費、レディーミクストコンクリートの単位水量試験費、特記仕様書にて定める試験のうち軽微な試験費を除き、以下の試験費を積み上げにより算定する。

- ・石綿粉じん濃度測定
- ・分析による石綿含有建材の調査
- ・化学物質の濃度測定
- ・六価クロム溶出試験
- ・P C B含有シーリング材の調査
- ・路床土の支持力比（C B R）試験
- ・現場C B R試験
- ・放射線透過試験
- ・上記に類する各種試験費等

②電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事において、公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書等に定める機材の試験費及び施工の試験費を除き、積み上げにより算定する。

(積み上げによる試験費の例)

- ・石綿粉じん濃度測定
- ・分析による石綿含有建材の調査
- ・P C B含有調査
- ・放射線透過試験
- ・テレビ電波障害調査（事前・中間・事後）
- ・迷走電流測定調査
- ・上記に類する各種試験費等

(ヌ) 石綿含有建材の調査費（事前調査結果を貸与しない場合又は石綿等の使用の有無を設計図書へ明示しない場合は計上する）

(2) 処分費の取扱い

建設発生土処分費及び発生材処分費を含めて発注する場合は、これらの費用の共通仮設費は算定しない。

(3) 専門工事の取扱い

専門工事を単独で発注する場合、専門工事の直接工事費に対応する共通仮設費率を1%とし、専門工事の共通仮設費を算定する。

なお、専門工事においては監理事務所に要する費用を共通仮設費率に含まない。

第3章 現場管理費

1 現場管理費の区分

現場管理費は、共通仮設費で区分した項目ごとに算定する。

2 現場管理費の算定方法

(1) 現場管理費の算定は現場管理費率により算定する。ただし、現場管理費率に含まれないものは積み上げにより算定する。

現場管理費 = (純工事費 × 現場管理費率) + 積み上げによる現場管理費

イ. 現場管理費率による算定

(イ) 現場管理費率の算定に用いるT（工期）

①現場管理費率の算定に用いるT（工期）は、着手予定日から工期末までの日数とする。月単位の換算は、その日数を30日/月にて除し、その値は小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。

②工事一時中止（一部一時中止の場合も含む）があった場合、現場管理費率の算定に用いるT（工期）には、工事一時中止（一部一時中止の場合も含む）を理

由とした工期延伸する期間を含まない。

(ロ) とりこわし工事を含めて発注する場合

とりこわし工事は新営建築工事に含めて算定する。

(ハ) リース料の取扱い

仮設庁舎等をリースで発注する場合は、処分費を除く純工事費の合計額に対応する現場管理費率により純工事費からリース料及び処分費を除いた額の現場管理費を算定する。

(ニ) 純工事費が共通費基準 別表（注3）で定める範囲を外れる場合

原則として算定式により算定された率を採用する。

(ホ) 現場管理費率の留意事項

①現場管理費率内のその他の項目に含まれる費用

・本支店等から支援を受けた場合の原価性費用として、本支店等から支援を受けた以下の費用が含まれている。

・検査、試験の支援に要する費用

・施工図作成の支援に要する費用

・その他、外注又は現場従業員が従事する代わりに、本支店等従業員が従事した場合に要する費用

・各種調査に要する費用として、以下の費用が含まれている。

・本支店等従業員が調査に伴う作業に要した費用

・現場従業員が工事完了後に調査に伴う作業に要した費用

ロ. 積み上げによる算定

以下の項目については、現場管理費率に含まれないため、設計図書等に基づき積み上げにより算定する。

(イ) 要員等の費用

条件明示された要員等の費用（共通仮設費の費用以外、現場雇用労働者の給料等）

(2) 処分費の取扱い

建設発生土処分費及び発生材処分費を含めて発注する場合は、これらの費用の現場管理費は算定しない。

(3) 専門工事の取扱い

専門工事を単独で発注する場合、専門工事の純工事費に対応する現場管理費率を2%とし、専門工事の現場管理費を算定する。

第4章 一般管理費等

1 一般管理費等の算定方法

(1) 一般管理費等の算定は一般管理費等率により算定する。ただし一般管理費等率に含まれないものは積み上げにより算定する。

一般管理費等 = (工事原価 × 一般管理費等率) + 積み上げによる一般管理費等
(なお、必要に応じて契約保証費及び住宅瑕疵担保履行法による資力確保措置のための費用の加算等を行い算定する。)

イ. 一般管理費等率による算定

(イ) 前払金支出割合による補正

前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等率は、表3-1の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を一般管理費等率に乗じて得た率とする。

前払金の支出割合に対して補正係数を求め一般管理費等率に乗じるものであり、支払限度の割合に対しては適用しない。

なお、前払金の保証がない工事は、一般管理費等の補正の対象外とする。

表3-1 一般管理費等率補正係数

前払金支出割合区分 (%)	補正係数
0から5以下	1.05
5を超え15以下	1.04
15を超え25以下	1.03
25を超え35以下	1.01

(ロ) 契約保証費について

「共通費基準」4(1)による契約保証費については、工事原価に表3-2による契約保証費率を乗じ算出した金額を一般管理費等に加算する。

表3-2 契約保証費に関する一般管理費等率の補正值

請負対象金額	補正值 (%)
500万円以上	0.04
500万円未満	補正しない

(2) 住宅瑕疵担保履行法による資力確保措置のための費用について

「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」（平成 19 年法律第 66 号）に該当する住宅の新築工事の場合は、資力確保措置のための費用を見積等により算出し、一般管理費等に加算する。ただし、設計変更においては対象としない

<備考>

この資料は、国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課「公共建築工事積算基準等資料（令和 8 年 3 月 1 1 日国営積第 1 6 号）」を参考に作成している。

第 4 編 単価・価格等

1 改修工事の取扱い

(1) 改修工事の分類(執務者の有無による)

① 全館無人改修

仮庁舎等が準備されている等、改修する建物全館が無人(執務者がいない)の状態で行う改修工事をいう。

② 執務並行改修

建物に執務者がいる状態で行う改修工事を行い、工事を行う場所と執務中の場所が区画されている状態も含まれる。また、増築工事において既存建物と取り合う部分の改修工事については、既存建物の執務者の有無の状態により分類する。

(2) 改修工事の積算に用いる単価の種類

改修工事の積算に用いる単価の種類は次による。

① 基準単価

公共建築工事標準単価積算基準及び公共建築工事積算基準等資料に定められた標準歩掛りによる複合単価、市場単価及び補正市場単価、単位施工単価及び補正単位施工単価のほか、参考歩掛り等による複合単価

② 基準補正単価

建築工事は表A-1、電気設備工事表E-1、機械設備工事は表M-1のとおり工種に応じて、標準歩掛りによる複合単価、単位施工単価、補正単位施工単価については、労務の所要量の割増しを行い、市場単価及び補正市場単価は改修補正率を乗ずる。なお、著しく作業効率が悪い場合においては表A-1、表E-1及び表M-1によらず実状を考慮して、労務の所要量の割増し、単価の補正を行う。

表A-1 執務並行改修の場合の工種ごとの労務の所要量割増し、改修補正率

工種	複合単価、単位施工単価、 補正単位施工単価の労務の 所要量割増し	市場単価及び補正市場単価の改修補正率	備考
仮設	—	—	—
土工	—	—	—
地業	—	—	—
鉄筋	—	—	—
コンクリート	—	—	—
型枠	—	—	—
鉄骨	—	—	—
既製コンクリート	1.5%増し	—	—
防水	1.5%増し	防水	1.07
		防水(シーリング)	1.13
石	1.5%増し	—	—
タイル	1.5%増し	—	—

木工	15%増し	—	—	
屋根及びとい	15%増し	—	—	
金属	15%増し	金属	1.08	
左官(仕上塗材仕上)	—	—	—	
左官(仕上塗材仕上以外)	15%増し	左官(仕上塗材仕上以外)	1.14	
建具	15%増し	建具(ガラス)	1.09	
		建具(シーリング)	1.14	
塗装(改修標仕仕様)	15%増し	塗装(改修標仕仕様)	1.14	
内外装	15%増し	内外装	1.11	
		内外装(ビニル床材)	1.08	
仕上げユニット	15%増し	—	—	
排水	—	—	—	
構内舗装	—	—	—	
植栽	—	—	—	
仮設(改修)	—	—	—	
撤去	—	—	—	
外壁改修	—	—	—	
とりこわし	—	—	—	

注)ーは該当する種類の単価がない又は労務の所要量の割増し、単価の補正は行わないことを示す

表E-1 執務並行改修の場合の工種ごとの労務の所要量割増し、改修補正率

工種	複合単価、単位施工単価、補正単位施工単価の労務の所要量割増し	市場単価及び補正市場単価の改修補正率	備考
配管工事	20%増し	電線管、2種金属線ぴ及び同ボックス	1.18
		ケーブルラック	1.14
		位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.17
		プルボックス	1.12
		プルボックス用接地端子	1.00
		防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.13
		防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.05
		(電動機その他接続材工事)	1.14
配線工事	20%増し	600V 絶縁電線及び600V 絶縁ケーブル	1.16
接地工事(屋内)	20%増し	—	—

接地工事(屋外)	—	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票(金属製)	—	
塗装工事	20%増し	—	—	
機器搬入	20%増し	—	—	
電灯設備	20%増し	—	—	
動力設備	20%増し	—	—	
雷保護設備	20%増し	—	—	
受変電設備	20%増し	—	—	
電力貯蔵設備	20%増し	—	—	
架空線路	—	—	—	
地中線路	—	—	—	
構内交換設備	20%増し	—	—	
情報表示・拡声設備	20%増し	—	—	
誘導支援設備	20%増し	—	—	
テレビ共同受信設備	20%増し	—	—	
監視カメラ設備	20%増し	—	—	
火災報知設備	20%増し	—	—	
撤去(再使用しない)	—	—	—	
撤去(再使用する)	—	—	—	
再取付け	20%増し	—	—	
機器搬出	20%増し	—	—	
はつり工事	20%増し	—	—	

注)ーは該当する種類の単価がない又は労務の所要量の割増し、単価の補正は行わないことを示す。屋外、共同溝等においては原則として労務の所要量割増しは行わない。

表M-1 執務並行改修の場合の工種ごとの労務の所要量割増し、改修補正率

工種	複合単価、単位施工単価、補正単位施工単価の労務の所要量割増し	市場単価及び補正市場単価の改修補正率		備考
配管工事(屋内一般、機械室・便所)	20%増し	—	—	屋上及び外壁施工含む
配管工事(屋外・共同溝)	—	—	—	
配管工事(地中)	—	—	—	
配管附属品	20%増し	—	—	
保温工事	20%増し	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.14	
塗装及び防錆工事	20%増し	—	—	
機器搬入	20%増し	—	—	
総合調整	20%増し	—	—	
土工事	—	—	—	
コンクリート工事	20%増し	—	—	屋内基礎等

機器類の据付	20%増し	—	—	
ダクト設備	20%増し	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンバー類	1.14	
ダクト附属品	20%増し	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	1.20	
自動制御設備	20%増し	—	—	歩掛りによる場合
衛生器具設備 (エレットを除く)	20%増し	取付手間のみ	1.20	
柵類	—	—	—	
消火設備 (特殊消火を除く)	20%増し	—	—	歩掛りによる場合
配管分岐・切断	20%増し	—	—	
機器搬出	20%増し	—	—	
はつり工事	20%増し	—	—	
ダクト端部閉塞	20%増し	—	—	
インバート改修	—	—	—	
撤去(再使用する)	—	—	—	
撤去(再使用しない)	—	—	—	
再取付け	20%増し	—	—	

注) —は該当する種類の単価がない又は労務の所要量の割増し、単価の補正は行わないことを示す。屋外、共同溝等においては原則として労務の所要量割増しは行わない。

(3) 改修工事の積算における単価の適用

単価の適用の基準は、全館無人改修の場合は基準単価を適用し、執務平行改修の場合は、表A-1、表E-1及び表M-1のとおり、工種に応じて基準単価及び基準補正単価を適用する。

(4) 工事量が僅少の場合等の取り扱い

工事量が僅少の場合及び施工場所が点在する場合並びに工程上連続作業が困難な場合等の単価及び価格は、施工に最低限必要な単位の材料、労務、機械器具等の費用を実情に応じて算定する。

(5) 改修工事の積算にあたっての留意事項

改修工事の積算にあたっては、実状または施工条件明示事項等を考慮し、施工計画に必要となる仮設類の盛替え費用、施工条件の制約を考慮した費用等を適切に積算する。また、製造業者・専門工事業者の見積価格等を参考にする場合は、当該工事の施工条件を満たした内容であることを確認する。

なお、施工区分、施工手順等に応じた積算における留意事項は以下のとおり。

イ. 荷揚用揚重機械器具は、設計図書に条件明示された施工区分及び施工手順にあった回数等を十分検討し、適切に計上する。

- ロ. 荷揚用揚重機械器具による揚重ができない場合は、人力による小運搬等を現場状況に応じて適切に計上する。
- ハ. 直接仮設の墨出し、養生、整理清掃後片付け、足場等が、設計図書に条件明示された施工区分、施工手順等の現場状況により、複数回生じる場合は、適切に計上する。
- ニ. 発生材については、施工区分、施工手順等の現場状況によりストックすることができず、その都度搬出しなくてはならない場合、または運搬車の規格が通常とは異なる等の場合、現場状況に応じて適切に計上すること。

2 少量(概ね100㎡以下)施工の場合の単価補正について

各部位の施工数量が概ね合計100㎡以下(少量施工)※1の場合、複合単価及び市場単価に割増係数「1.3」を乗じる。

制約条件等により連続作業不可の作業場所が概ね5か所以上で点在し、作業時間が極めて限られ、作業空間が著しく狭い等の制限によって施工効率が著しく低下する場合は割増係数「1.3超～2.0程度」を乗じる。

※1: 点在する場合はその合計。ただし、概ね5か所未満

3 僅少(概ね10㎡以下)施工の場合の単価補正について

各部位の施工数量が概ね合計10㎡以下(僅少施工)の場合、一人役労務単価、材料費、消耗材料費等に、各要素に率※1を乗じ合計した諸経費を加えたものを材工単価とし作業場所単位で計上する。

ただし、施工の実情に応じて半日分として0.5人工を計上する場合もある。また、施工数量が僅少となる部分が点在(5カ所程度以上)し、本来は労務費が過大となり実情が合わないと考えられる場合は、改修割増複合単価及び改修割増市場単価に割増を行うことで対応する(1.3～2.0の範囲で適切に設定)。

※1: 下表による。

率を乗ずる標準歩掛りの対象	率
労務費(労)	42～52%
材料費、消耗材料費等(労以外)	9～13%

4 専門工事業者等の諸経費の率

- (1) 専門工事業者等の諸経費の率は中間値を標準とし、地域の特殊性等を考慮のうえ適切に定める。
- (2) 歩掛りによらず計上する労務単価については、原則として、専門工事業者等の諸経費の労務費の率を乗ずる。
- (3) 歩掛りの表中にない材料費、消耗材料費等について、専門工事業者等の諸経費の率の取扱いは、以下による。

イ. 建築新営工事における鉄筋及びコンクリートについては、原則として、専門工事業者等の諸経費の率の対象外とする。

ロ. 機械設備工事における空気調和機器※1、衛生器具及び衛生設備機器※2については、原則として、専門工事業者等の諸経費の率の対象外とする。

※1 ボイラー、冷凍機、冷却塔、空気調和機、空気清浄装置、全熱交換器、ポンプ類、送風機、タンク類、ヘッダー等

- ※2 ボイラー、温水発生機、タンク類、ポンプ類、厨房器具、湯沸器類等
- ハ. 共通仮設費に積上げとなるクレーンについては、原則として、専門工事業者等の諸経費の率の対象外とする。
- ニ. なお、専門工事業者等の諸経費の率の対象外とした材料費、消耗材料費等であっても、工事が少量・僅少の場合や地域の実状等から、専門工事業者等の諸経費を計上することが妥当と判断できる場合は、専門工事業者等の諸経費の率を乗ずることができる。

附則

本資料は、令和6年7月1日から適用する。

附則

本資料は、令和6年10月1日から適用する。

附則

本資料は、令和7年7月1日から適用する。

附則

本資料は、令和8年2月1日から適用する。

附則

本資料は、令和8年3月1日から適用する。

附則

本資料は、令和8年7月1日から適用する。